

県内大学等の研究成果活用に向けた可能性検討補助金交付要綱

(通則)

第1条 県内大学等の研究成果活用に向けた可能性検討補助金（以下「補助金」という。）の交付については、沖縄振興特別推進交付金交付要綱（平成24年府政沖第149号）及び沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、沖縄県内の大学及び国立沖縄工業高等専門学校（以下「県内大学等」という。）が有する優れた研究成果を活用して新たな事業化・製品化を目指すために県内企業等が行う検討・実証に要する経費の一部を補助することにより、県内大学等の研究成果が県内企業等へ技術移転され、新たな事業化・製品化に繋げることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 この要綱に基づく補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件に全て該当する県内企業又は企業で構成する共同企業体とする。

- (1) 県内大学等の研究成果活用に向けた可能性検討支援事業の委託業務において、県内大学等とマッチングされた、県内大学等が有する「知的財産権」の技術移転を検討する企業であること
- (2) 県内に事業所を有し、または有する見込みのある企業
- (3) 事業化・製品化に係る研究開発を県内で実施し、かつ補助期間終了後も県内で継続的な研究開発又は事業展開が見込めること

2 前項第1号に掲げる「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権（以下「特許権」という。）、特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権、種苗法に規定する品種登録を受ける権利及び外国における上記各権利に相当する権利
- (2) 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作権（著作権法第21条から第28条に規定するすべての権利を含む）並びに外国における上記権利に相当する権利
- (3) 前2号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、特に指定するものを使用する権利

(補助金交付の対象、補助対象経費の経費区分及び補助率)

第4条 沖縄県知事(以下「知事」という。)は、県内大学等の研究成果活用に向けた可能性検討補助事業(第2条に規定する交付の目的に沿ったものに限る。以下「補助事業」という。)に必要な経費のうち、補助金交付の対象とし知事が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の経費区分及び補助率は、別表のとおりとする。

(補助限度額)

第5条 知事が交付する補助金の1件当たり補助限度額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 可能性検討ステージ 2,800千円

(2) 事業化検証ステージ 4,800千円

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別記様式第1号の補助金交付申請書及び添付書類を知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第7条 知事は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、申請内容が適正であると認めるときは、補助金の交付決定を行い、その旨を申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

3 知事は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(交付決定の変更申請)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ別記様式第2号により交付決定変更申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(1) 補助対象経費の経費区分毎における配分額の20%以内の変更

(2) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

(3) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(交付決定の変更及び通知)

第9条 知事は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、申請内容が適正であると認めるときは、補助金の交付決定の変更を行い補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止する場合は、あらかじめ別記様式第3号の補助金中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに別記様式第4号の補助事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(契約等)

第12条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、相見積もりの取得等による一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難若しくは不適當である場合は、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、知事に届け出なければならない。

(産業財産権に関する届出)

第13条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権等（以下「産業財産権」という。）を取得した場合、又はこれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく別記様式第5号の産業財産権届出書を知事に提出しなければならない。

(申請書の取下げ)

第14条 補助事業者は、補助金の交付決定後、その交付の決定に係る申請の取り下げをするときは、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、別記様式第6号の交付申請取下書を知事に提出しなければならない。

(遂行状況報告)

第 15 条 補助事業者は、知事の要求があった場合には、すみやかに別記様式第 7 号の補助金遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 16 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき若しくは補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して 30 日以内又は当該年度の 3 月 9 日のいずれか早い日までに、別記様式第 8 号の補助金実績報告書及び添付書類を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が完了せずに交付の決定に係る会計年度が終了した場合は、翌年度の 4 月 20 日までに、前項に準ずる実績報告書等を知事に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第 1 項又は第 2 項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 17 条 知事は、前条第 1 項の報告を受けたときは、書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第 9 条に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。

3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、知事は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

第 18 条 知事は、第 10 条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第 7 条の決定の内容（第 9 条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、この要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合

(4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。
- 4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、前条第3項の規定を準用する。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第19条 補助事業者は、第17条第1項の規定に基づく補助事業に係る補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第9号の報告書により知事に速やかに報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
 - 3 前項の返還については、第17条第3項の規定を準用する。

(補助金の請求)

- 第20条 補助事業者は、補助金について概算払を受けることができる。ただし、概算払の額は補助金交付決定額の9割を限度とし、補助事業の進捗割合を超えてはならない。
- 2 補助事業者は、前項の概算払を受けようとする場合は、別記様式第10号の概算払請求書を知事に提出しなければならない。
 - 3 補助事業者は、補助金の額の確定通知を受けた場合は、直ちに別記様式第11号による精算払請求書を知事に提出しなければならない。

(財産の管理等)

- 第21条 補助事業者は、補助対象経費(補助事業の一部を第三者に実施させた場合における経費を含む。)により取得し又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)について、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について別記様式第12号による取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。
 - 3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第16条に定める実績報告書に別記様式第13号の取得財産等明細表を添付しなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第22条 補助事業者は、取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が1件あたり50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産については、補助事業の完了後においても知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、別記様式第 14 号による財産処分承認申請書を知事に提出しなければならない。
- 3 規則第 20 条で定める財産の処分を制限する期間は、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定められている耐用年数を勘案した期間とする。
- 4 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を交付金事業者に納付させるものとする。

（成果の報告）

- 第 23 条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度以降 5 年間、当該補助事業に係る過去 1 年間の研究開発又は事業化の状況について、知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、補助事業により行った事業の成果について必要があると認めるときは、補助事業者に報告させることができるものとする。

（収益状況報告）

- 第 24 条 補助事業者は、補助事業実施中及び終了後一定期間内に、補助事業の成果に基づく産業財産権の譲渡又はそれらの実施権の設定等により収益があったときは、別記様式第 15 号の収益状況報告書を知事に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、知事が前項の報告に基づき相当の収益を生じたと認定したときは、知事の発する指令に従って、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納入しなければならない。
 - 3 知事は、前項の認定に際して必要な条件を付することができる。
 - 4 収益状況報告を行うべき期間は、補助事業の完了年度の翌年度以降 5 年間とする。

（補助金の経理等）

- 第 25 条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）年度の翌年度以降 5 年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（雑則）

- 第 26 条 本要綱に定めるほか、必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 また、令和12年3月31日をもって効力を失う。ただし、この要綱に基づき、同日までに交付を決定した補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(別表)

補助対象経費の経費区分	内 容	補助率	
1. 労務費	可能性検討及び事業化検証に直接従事する者にかかる労務費	8 / 10 以内	
2. その他経費	その他補助事業者が可能性検討及び事業化検証を行うために必要と認められる経費 (1) 消耗品費 (2) 旅費 (3) 会議費 (4) 外注費 (5) 印刷製本費 (6) その他知事が特に必要と認める経費		
3. 委託費	補助事業のうち、申請者以外の参加機関が行う可能性検討及び事業化検証に必要な経費		

別記様式第1号（第6条関係）

番 号
令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者 住所（本社所在地）
氏名（名称及び代表者の氏名）
担当者（氏名・連絡先）

県内大学等の研究成果活用に向けた可能性検討補助金交付申請書

標記補助金の交付について、県内大学等の研究成果活用に向けた可能性検討補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 申請額
- 2 補助事業の目的
- 3 補助事業の内容
- 4 補助事業に要する経費の配分
- 5 事業の着手及び完了の予定期日
- 6 補助事業の遂行に関する計画
- 7 補助事業の収支予算
- 8 添付書類
 - (1) 法人の登記事項証明書
 - (2) 直近3カ年の財務諸表

（備考） 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第2号（第8条関係）

番 号
令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者 住所（本社所在地）
氏名（名称及び代表者の氏名）
担当者（氏名・連絡先）

県内大学等の研究成果活用に向けた可能性検討補助金
に係る交付決定変更申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった補助事業について、下記のとおり変更したいので、県内大学等の研究成果活用に向けた可能性検討補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

- （備考）
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。
 - 2 変更の理由たる事実を明らかにする書類を添付すること。
 - 3 新旧対照表を添付すること。

別記様式第3号（第10条関係）

番 号
令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者 住所（本社所在地）
氏名（名称及び代表者の氏名）
担当者（氏名・連絡先）

県内大学等の研究成果活用に向けた可能性検討補助金
に係る補助金中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった補助事業を中止（廃止）
したいので、県内大学等の研究成果活用に向けた可能性検討補助金交付要綱第10
条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

沖縄県知事 殿

申請者 住所（本社所在地）
氏名（名称及び代表者の氏名）
担当者（氏名・連絡先）

県内大学等の研究成果活用に向けた可能性検討補助金
に係る補助事業遅延等報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった補助事業について、下記のとおり事故があったので、県内大学等の研究成果活用に向けた可能性検討補助金交付要綱第11条の規定により報告します。

記

- 1 事業の進捗状況
- 2 事故発生までに要した経費
- 3 事故の内容及び原因
- 4 事故に対する措置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

- （備考）
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。
 - 2 事故の原因たる事実を明らかにする書類を添付すること。

別記様式第5号（第13条関係）

番 号
令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者 住所（本社所在地）
氏名（名称及び代表者の氏名）
担当者（氏名・連絡先）

県内大学等の研究成果活用に向けた可能性検討補助金
産業財産権届出書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった補助事業について、下記のとおり産業財産権の取得（譲渡、実施権の設定）をしたいので、県内大学等の研究成果活用に向けた可能性検討補助金交付要綱第13条の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 種類（番号及び産業財産権の種類）
- 2 内容
- 3 相手先及び条件（譲渡及び実施権設定の場合）

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第6号（第14条関係）

番 号
令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者 住所（本社所在地）
氏名（名称及び代表者の氏名）
担当者（氏名・連絡先）

県内大学等の研究成果活用に向けた可能性検討補助金
交付申請取下書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった補助事業について、県内大学等の研究成果活用に向けた可能性検討補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり交付の申請を取り下げます。

記

- 1 交付決定通知書の受領年月日
- 2 交付の申請を取り下げようとする理由

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第7号（第15条関係）

番 号
令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者 住所（本社所在地）
氏名（名称及び代表者の氏名）
担当者（氏名・連絡先）

県内大学等の研究成果活用に向けた可能性検討補助金
遂行状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号で報告を求められた補助事業の遂行状況について、県内大学等の研究成果活用に向けた可能性検討補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業の遂行状況（令和 年 月 日現在）
- 2 事業に要する経費の収支状況
- 3 その他参考となる事項

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

沖縄県知事 殿

申請者 住所（本社所在地）
氏名（名称及び代表者の氏名）
担当者（氏名・連絡先）

県内大学等の研究成果活用に向けた可能性検討補助金
実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった補助事業について、県内大学等の研究成果活用に向けた可能性検討補助金交付要綱第16条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 事業の実施期間

令和 年 月 日着手

令和 年 月 日完了

2 事業の成果

3 交付決定の額及びその精算額

補助対象経費	交付決定額 (A)	精算額 (B)	差引 (A - B)

4 添付書類

- 補助事業経費収支精算書及び支出済額明細書
- 取得した設備の明細書及び取得価額を明らかにする書類
- 固定資産課税台帳（写し）

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第9号（第19条関係）

番 号
令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者 住所（本社所在地）
氏名（名称及び代表者の氏名）
担当者（氏名・連絡先）

令和 年度 消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった補助事業について、県内
大学等の研究成果活用に向けた可能性検討補助金交付要綱第19条の規定に基づき、
下記のとおり報告します。

記

1 補助金額（交付要綱第17条第1項による額の額定額）	円
2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額	円
3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額	円
4 補助金返還相当額（3 - 2）	円

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

沖 縄 県 知 事 殿

申請者 住所（本社所在地）
氏名（名称及び代表者の氏名）
担当者（氏名・連絡先）

県内大学等の研究成果活用に向けた可能性検討補助金
概算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった補助事業について、県内
大学等の研究成果活用に向けた可能性検討補助金交付要綱第 20 条第 2 項の規定に基
づき、下記のとおり請求します。

記

概算払請求金額

金 円也

内訳	補助金交付決定額	金	円也
	概算払受領済額	金	円也
	今回請求額	金	円也
	残 額	金	円也

口座振替申出表示	
金融機関の名称	
預金の種類	
口座番号	
口座名義	

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

沖 縄 県 知 事 殿

申請者 住所（本社所在地）
氏名（名称及び代表者の氏名）
担当者（氏名・連絡先）

県内大学等の研究成果活用に向けた可能性検討補助金
精算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号で額の確定通知を受けた補助事業について、県内
大学等の研究成果活用に向けた可能性検討補助金交付要綱第 20 条第 3 項の規定に基
づき、下記のとおり請求します。

記

精算払請求金額

金 円也

内訳	補助金確定額	金	円也
	概算払受領済額	金	円也
	今回請求額	金	円也
	残 額	金	円也

口座振替申出表示	
金融機関の名称	
預金の種類	
口座番号	
口座名義	

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

別記様式第 12 号（第 21 条第 2 項関係）

取得財産等管理台帳（令和 年度）

財産名	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得 年月日	耐用 年数	保管場所	補助 率	備考

（注）

- 1 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。なお、単価が異なる場合は、分割して記載すること。
- 2 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

別記様式第 13 号（第 21 条第 3 項関係）

取得財産等明細表（令和 年度）

財産名	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得 年月日	耐用 年数	保管場所	補助 率	備考

（注）

- 1 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。なお、単価が異なる場合は、分割して記載すること。
- 2 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

沖 縄 県 知 事 殿

申請者 住所（本社所在地）
氏名（名称及び代表者の氏名）
担当者（氏名・連絡先）

県内大学等の研究成果活用に向けた可能性検討補助金
財産処分承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のあった補助事業について、財産を処分したいので、県内大学等の研究成果活用に向けた可能性検討補助金交付要綱第 22 条第 2 項の規定により、承認願います。

記

1 処分しようとする財産及び処分の理由

- (1) 財産の名称
- (2) 処分の方法（使用、譲渡、交換、貸付け又は担保の提供の別を記載すること。）
- (3) 金額
- (4) 取得年月日
- (5) 処分年月日
- (6) 処分の理由

2 相手方（住所、氏名、使用の目的及び条件）

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

沖 縄 県 知 事 殿

申請者 住所（本社所在地）
氏名（名称及び代表者の氏名）
担当者（氏名・連絡先）

県内大学等の研究成果活用に向けた可能性検討補助金
収益状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のあった補助事業について、県内大学等の研究成果活用に向けた可能性検討補助金交付要綱第 24 条の規定により収益状況を下記のとおり報告します。

記

1 補助金の確定額及びその通知日

千円・令和 年 月 日 第 号

2 報告期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

3 収益状況（別紙）

（別紙）

収 益 状 況

（単位：円）

産業財産権譲渡（実施権設定）又は財産分配の概要	収 益 額	算 出 根 拠